

議案第1号 令和6年度生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等事業）の策定について

別紙（案）のように生活交通改善事業（バリアフリー化設備等事業）に係る計画を策定する。

令和6年7月18日提出

二本松市地域公共交通活性化協議会
会長 三保 恵一

(案)

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和6年7月18日

(名称) 二本松市地域公共交通活性化協議会

(代表者名) 会長 三保 恵一

1. 生活交通改善事業計画の名称
令和6年度二本松市生活交通確保維持改善計画（福祉タクシー導入事業）

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性																								
<p>二本松市では、人口に占める高齢化率や要介護認定者率が年々と増加傾向で推移しており、高齢者や車椅子利用者、その家族等が安全・安心に目的地へ移動できる手段を確保する事が必要とされている。</p> <p>令和6年3月に策定された「二本松市地域公共交通計画」においても、利用者や環境に優しい車両の導入として、「快適で安心安全な運行を行うため、適切な車両更新に努める」こととしていることから、高齢者や車椅子利用者、その家族等が円滑に移動することができる福祉タクシーの整備をする。</p>																								
※二本松市高齢者（65歳以上）及び要介護者（要支援）認定者の推移																								
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th></tr></thead><tbody><tr><td>総人口</td><td>53,075</td><td>52,319</td><td>51,501</td></tr><tr><td>高齢者数</td><td>18,341</td><td>18,350</td><td>18,351</td></tr><tr><td>高齢化率</td><td>34.56%</td><td>35.07%</td><td>35.63%</td></tr><tr><td>要介護認定者数</td><td>3,348</td><td>3,346</td><td>3,355</td></tr><tr><td>要介護認定者率</td><td>6.31%</td><td>6.40%</td><td>6.51%</td></tr></tbody></table>	区分	令和3年	令和4年	令和5年	総人口	53,075	52,319	51,501	高齢者数	18,341	18,350	18,351	高齢化率	34.56%	35.07%	35.63%	要介護認定者数	3,348	3,346	3,355	要介護認定者率	6.31%	6.40%	6.51%
区分	令和3年	令和4年	令和5年																					
総人口	53,075	52,319	51,501																					
高齢者数	18,341	18,350	18,351																					
高齢化率	34.56%	35.07%	35.63%																					
要介護認定者数	3,348	3,346	3,355																					
要介護認定者率	6.31%	6.40%	6.51%																					
(各年10月1日現在)																								

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
現在、福祉タクシー（スロープ付）を3台運用しているが、内2台が初年度登録（平成24年5月30日）から約12年が経過し、また、走行距離が15万km以上となっている等、経年劣化による不具合が発生する恐れがある。快適で安心安全な運行を行うため、令和6年度においては1台車両更新を行う。
(2) 事業の効果
福祉タクシー（スロープ付）の車両を更新することで、車椅子利用者や高齢者、その家族等が安全・安心に公共交通を利用することができる環境を維持する。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
福祉タクシーの導入計画 福祉タクシー（スロープ付）の導入 1台 昭和タクシー株式会社・・・スズキ エブリイ車いす移動車
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)
昭和タクシー株式会社 身体1割引 知的1割引 精神1割引 (免許返納1割引)

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉 該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 高齢者、障がい者など誰もが安心して移動できる街を実現するために福祉タクシーを導入し、誰もが利用しやすい交通手段の確保を促進する。
〈バスターミナルに係る事業〉 該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和6年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシーの導入 （スロープ付）	1,881 千円	600 千円	千円	千円	1,281 千円
	100.00 %	31.9 %	%	%	68.1 %
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシーの導入 （スロープ付）	交付決定後着手 ←————→ 2月28日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論
令和6年 月 日 第2回二本松市地域公共交通活性化協議会 ・令和6年度二本松市生活交通確保維持改善計画について合意 （協議が整った日：令和6年 月 日）

8. 利用者等の意見の反映
※協議会后、結果について記載いたします。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	福島県県北地方振興局県民環境部
関係市町村	二本松市総務部秘書政策課
交通事業者 ・ 交通施設管理者	福島交通(株)二本松営業所、ジェイアールバス東北(株)福島支店、
	昭和タクシー(株)、丸や交通(有)、東日本旅客鉄道(株)東北本部、
	公益社団法人福島県バス協会、一般社団法人福島県タクシー協会、
	私鉄福島交通労働組合、交通労働福島県支部、二本松警察署、
	東北地方整備局福島河川国道事務所、二本松土木事務所
地方運輸局	東北運輸局福島運輸支局
その他協議会が必要と認める者	二本松市区長会、二本松市婦人団体連合会、二本松市PTA連合会、二本松
	市あだたらクラブ(老人会)、二本松商工会議所、あだたら商工会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 二本松市金色403番地1

(所属) 総務部秘書政策課

(氏名) 簗山 貴大

(電話) 0243-55-5090

(e-mail) sougouseisaku@city.nihonmatsu.lg.jp